

事務連絡
令和6年6月28日

各都道府県

建築行政主務部局 御中

国土交通省住宅局
参事官（建築企画担当）付

構造部材として使用した CLT 等を別の建築物の構造部材として
再利用する場合の建築基準法における取扱いについて

平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力頂き、感謝いたします。

近年では、循環型社会形成の推進とともに、持続可能な生産と消費、気候変動対策などの観点から、材料の再利用（リユース）に対するニーズが高まっているところです。

また、令和7年4月から開催される2025年日本国際博覧会の開催期間の終了後、相当数の CLT 及び集成材（以下「CLT 等」という。）についても解体後に再利用されることが予定されています。

CLT 等の再利用の促進を図る観点から、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）上の取扱いについて、下記のとおり周知しますので、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

CLT 等を建築物の構造部材として使用する場合、法第37条の規定に基づき、構造部材の性能や品質を担保するため、JAS に適合するもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることが求められる。

このとき、JAS に適合する CLT 等であって、建築物に使用されたものについて、当該建築物が存置されている期間中に当該 CLT 等の性能や品質が損なわれていないことが確かめられた場合にあつては、当該規格に適合するものとして、別の建築物の構造部材として再利用することが可能である。

具体的には、以下の①及び②に示す観点から CLT 等の実際の使用状況等に応じて性能等を確認した場合又はこれらと同等以上に性能等を確認することができる方法による場合にあつては、法第37条第1号に規定する JAS に適合するものとして取り扱って差し支えない。

なお、長期荷重時の断面検定比が原設計において厳しかった部材については、必要に応じて、再利用時の設計においては、長期荷重に対して余裕を持った設計を行うことが望ましい。

- ①原設計において想定した以上の短期的な荷重や劣化外力が作用していないこと。
例えば、風圧力について原設計において想定した以上の短期的な荷重の入力がないことや、雨水がかかることを想定していない部材について実際の使用環境において雨水がかかるなど劣化外力が作用していないことを確認する。
- ②サンプル抽出により接着性能が **JAS** に適合していることを確認すること。
CLT 等について、その使用後に、再利用を行う部材のサンプルを抽出し、接着性能について、**JAS** に適合していることを確認する。

以上